

令和 7 年度 文化芸術活動団体事業助成金要項



公益財団法人藤沢市みらい創造財団では、市民の自主的な文化芸術活動の支援及び藤沢市の文化芸術の振興を図ることを目的に、藤沢市を中心に文化芸術活動を行う団体の事業に助成を行っています。

- **対象となる団体及び事業**

公益財団法人藤沢市みらい創造財団文化芸術活動団体事業助成金交付要綱に定める要件を満たす、藤沢市を中心に活動している団体で藤沢市の文化芸術の振興に寄与する事業。

- **助成の対象となる事業の実施期間**

2025年(令和7年)4月1日から2026年(令和8年)3月31日までに実施され、完了する事業

- **助成交付金額**

総事業費のうち、事業運営に関する直接的な経費(助成対象経費)の2分の1以内、かつ50万円を超えない額

- **提出期間**

2025年1月15日(火)から2025年2月28日(金)まで【2月28日必着】

- **提出先・問い合わせ先**

申請書を明記の上、下記までご郵送またはご持参ください。なお、ご持参される場合は、休館日にご注意ください。

〒251-0026 神奈川県藤沢市鵠沼東8番1号(藤沢市民会館内)
公益財団法人藤沢市みらい創造財団 芸術文化事業課
TEL:0466-28-1135 / FAX:0466-25-1525
※休館日(月曜日・祝日の翌日)を除く
※受付時間は、午前9時から午後5時まで

- **審査結果**

2025年4月上旬に申請者に通知します。

- **提出書類**

1. 文化芸術活動団体事業助成金申請書(第1号様式)
2. 文化芸術団体活動事業助成金事業計画書(第2号様式)
3. 文化芸術団体活動事業助成金収支予算書(第3号様式)
4. 文化芸術団体活動事業助成金団体調書(第4号様式)
5. 規約・会則等(1部)
6. 前回実施事業のチラシ・プログラム・新聞記事など(提出任意)

● 主な事業評価項目と審査方法

公益財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化専門委員会（以下、委員会）において、申請内容から以下の項目について審議し、助成の適否・交付金額を決定します。

(1) 基本評価項目

発展性	将来にわたり事業の発展が期待できる。
発信性	市民に向けて文化芸術の普及・振興を発信している。
公益性	広く市民または市域全体の活動・参加が見込まれる。
創造性	先駆的な創作活動、独自性に富む事業と認められる。
総合評価	収支の適正、書類の明瞭性、事業実現性など。

(2) 特別評価項目

藤沢市及び本財団の文化芸術に係る方針、施策及び計画の効果的な推進を図るため、特別評価項目を設け、これに該当する事業は規定に従い、審査において加点します。

次世代育成	文化芸術の次世代を担う青少年を育成する取組
障がい者芸術活動支援	障がい者と文化芸術をつなぐ取組

● 提出書類の注意事項

- ・ 申請できる事業数は、1 団体あたり 1 事業とします。
- ・ 申請書類は、指定の様式を使用してください。
- ・ 提出した書類の内容記載に関して、本財団より問い合わせをすることがありますので、必ず「写し」を保管してください。
- ・ 申請書類は、**基本的にパソコンで作成し、わかりやすくご記入ください。**
- ・ **申請書類の不備、記入漏れ、誤字、脱字、予算書における計画の間違い等は、助成審査対象外になる場合があります。**

● その他

- ・ 本財団助成金の交付が決定した事業を実施する際は、作成する各種印刷物及びホームページ等に、必ず本財団の名称及び助成金が交付された事業である旨を記載してください。万が一、交付の記載がない場合は、助成が取り消される場合があります。
- ・ 助成金が交付された事業に、委員会委員及び財団職員による現地調査を行う場合があります。